

一般社団法人 2027年国際園芸博覧会協会

役員の報酬等並びに費用に関する規程

2021年11月15日制定

(目的)

第1条 この規程は、一般社団法人2027年国際園芸博覧会協会（以下「協会」という。）定款第26条の規定に基づき、役員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤とは、原則として協会を主たる勤務場所とし、事務局職員に準じた勤務をすることをいう。
- (3) 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務の遂行の対価として受ける財産上の利益をいい、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (4) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤費、旅費（宿泊費及び日当を含む。）、手数料等の経費をいう。報酬等とは明確に区分されるものとする。

(報酬等の支給)

第3条 協会は、職務執行の対価として、理事及び監事に対して報酬等を支給することができる。

- 2 前項の報酬等の額については、社員総会の決議により決定する。ただし、公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律(平成12年法律第50号)に基づき派遣された常勤理事に対する報酬年額は、法令の定めに従い協会が派遣元団体との間で取り決めた協定等に基づく報酬案を踏まえ、別表第1に基づき社員総会の決議により報酬の上限額を決定し、理事会の決議により具体額を定めるものとする。

(役員の報酬額の決定)

第4条 常勤理事の報酬額は、第3条第2項ただし書に定める場合を除き、別表第1によるものとし、各理事の報酬額は、報酬額表のうちから、社員総会の決議により決定する。なお、常勤理事が職員を兼ねる場合には、第3条第2項により決定される報酬等の年額の範囲内で、6月及び12月に賞与を支給する

ことができる。

- 2 常勤理事が月の中途において就任又は退任若しくは解任となった場合における当月の報酬額は日割り計算によって算定するものとする。また、1円未満の端数は、四捨五入により処理するものとする。ただし、死亡により退職した場合は、その月までの報酬を支給する。
- 3 監事の報酬額は別表第2によるものとし、社員総会の決議の範囲内で支給する。

(業務を執行した理事の日当)

第5条 常勤理事以外の業務を執行した理事に対しては、日当10,000円を支給することができる。

(支給日及び支払方法)

第6条 報酬の支給日、支払方法及び報酬より控除する額等支給に関する詳細は、別に定める職員を対象とする給与規程（以下「給与規程」という。）に準ずる。

(通勤費)

第7条 常勤理事には、その通勤の実態に応じ、通勤費として通勤手当を支給することができる。

- 2 前項の通勤手当の額及び支給に関しては、給与規程に準ずる。

(費用)

第8条 協会は、役員がその職務の執行に伴って発生した費用で、役員が負担するものを支払うものとする。

(退職慰労金)

第9条 退職慰労金は、常勤理事として円満に勤務し、かつ任期満了、辞任又は死亡により退任した者に支給することができ、死亡により退任した者については、その法定相続人に支払うことができる。

- 2 常勤理事に対する退職慰労金は、別表第1の報酬額表に基づき、各年度に支給された報酬月額を累計し、その平均月額の金額に対し、在職期間の年数を乗じて得た金額を上限として、社員総会の決議により決定する。

(公表)

第10条 協会は、この規程をもって、公益社団法人及び公益財団法人の認定に関する法律（以下「認定法」という。）第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、社員総会の決議を経て行う。

(補則)

第12条 この規程の実施に際し必要な事項は、代表理事が社員総会の承認を得て別に定めるものとする。

附 則

- 1 この規程は、2021年11月15日から施行する。
- 2 第10条は、認定法第4条に定める公益認定を受けることを停止条件として効力を生ずるものとする。

別表第1（第4条第1項関係）

	月 額
第1号	100,000円
第2号	200,000円
第3号	300,000円
第4号	400,000円
第5号	500,000円
第6号	600,000円
第7号	700,000円
第8号	800,000円
第9号	900,000円
第10号	1,000,000円
第11号	1,100,000円
第12号	1,200,000円
第13号	1,300,000円
第14号	1,400,000円
第15号	1,500,000円
第16号	1,600,000円
第17号	1,700,000円
第18号	1,800,000円

別表第2（第4条第3項関係）

	月 額
監事	40,000円